

うずらはし 虐待防止指針

高齢者虐待への対応

養護者又は養介護施設従事者等から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、その旨を市町村に通報することが義務付けられています。
(高齢者虐待防止法第7条、第21条)

○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の概要

施行

平成18年4月1日(成立 平成17年11月1日、公布 平成17年11月9日)

定義

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいうこと
- 「養護者」とは、高齢者を現に養護する者で養介護施設従事者等以外のものをいうこと
- 「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいうこと
- 「虐待」の類型
 - ①身体的虐待
 - ②介護・世話の放棄・放任
 - ③心理的虐待
 - ④性的虐待
 - ⑤経済的虐待

発見

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

通報先等

市町村(都道府県は市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助、必要な措置等を行う。)

養護者による虐待

- ①養護者による虐待を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は速やかに市町村に通報しなければならない。
- ②①以外のほか、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、市町村に通報するよう努めなければならない。

保護等

- ①市町村は、高齢者及び養護者に対し相談、指導、助言を行う。
- ②市町村は事実確認の措置を講ずる。
- ③市町村又は市町村長は生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため施設等に入所させる等適切に措置を講ずる。
- ④市町村は必要な居室の確保
- ⑤市町村長の立入調査権と警察署長に対する援助要請

養介護施設従事者等による虐待

- ①養介護施設従事者等は、自分が働いている施設等で虐待を発見した場合
- ②①に定める以外に、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村に通報しなければならない。
- ③それ以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。
- ④市町村は、上記による通報を受けた場合は、都道府県に報告しなければならない。
- ⑤通報職員の解雇等禁止

保護等

- ①市町村長又は都道府県知事は、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。
- ②都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況や虐待があった時にとつた措置等は公表するものとする。

その他

市町村は財産上の不当取引による高齢者の被害への相談等の実施

罰 則

- ①関係者の守秘義務、違反者への懲役又は罰金
- ②立ち入り調査等への拒否に対する罰金

見直し

施行後三年を目途に検討し、必要な措置を講ずる

【高齢者虐待の具体的な例】

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる。・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする。など
介護・世話の放棄・放任 (いわゆるネグレクト)	<ul style="list-style-type: none">・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること。 など
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。・子供のように扱う。・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。 など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。・キス、性器への接触、セックスを強要する。 など
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none">・日常生活に必要な金銭を渡さない又は使わせない。・本人の自宅等を本人に無断で売却する。・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 など

五泉市役所

43-3911

五泉地域包括支援センター

41-1710